

別表第1（第4条、第6条、第11条関係）

事業名	補助対象事業及び業種	補助対象経費	補助率	補助額
1 商店街活性化事業	・安芸市商店街連合会 区域内の商店街振興会等又は商業者グループが商店街等の活性化のために行う事業	安芸市商店街連合会区域内の商店街振興会等又は商業者グループが商店街等の活性化のために行う事業に要する経費のうち、市長が必要かつ適当であると認めた経費（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）役務費、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料）	補助対象経費の2分の1以内	上限額50万円以内
2 空き店舗等借用事業	・安芸市内の空き店舗等を活用して、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 昼間営業をするものであること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23	店舗の借用自体に係る賃借料とし、保証金、礼金、敷金等の預託金、土地にかかる賃借料、仲介手数料、管理費衛生費等の管理運営費、水道光熱費、修繕費等の維持管理費を除くもの。	補助対象経費の2分の1以内	上限額30万円以内 限度額は月額5万円とする。 （補助期間は最長6か月とする）

	年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業 (同項第2号及び第8号を除く。) 又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。			
3 商店街地域空き店舗出店支援事業	・安芸市商店街連合会 区域内の市道に面して立地する空き店舗を改装して、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 昼間営業をするものであること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規	① 内外装整備は、必要最小限のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) ② 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、改装に密着で不可欠なものは補助対象とする。 ③ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。	高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱に規定する補助対象経費から県補助金を差し引いた残額の2分の1以内を補助する。	上限額50万円以内

	定する風俗営業（同項第2号及び第8号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。	④ 安芸市大型店舗への企業誘致促進に関する条例第4条第3号に規定する支援措置の対象となるものは、補助対象外とする。		
4 商店街等 店舗兼住宅 活用推進事業	・空き店舗兼住宅の所有者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者に貸し出せるように、市又は商工団体等が運営する空き店舗バンク等への登録又は不動産会社への登録を行うこと。 (2) 事業完了後に当該店舗部分を出店者へ賃貸する場合、一定期間（3か月以上とし、最長6か月とする）賃料を無料	① 店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費 ② 既存設置物の処分費 ③ 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備（内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。） ④ 電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など）	補助対象経費の3分の2	上限額200万円以内 下限額 20万円

	とすること。			
5 中山間地域空き店舗等出店支援事業	・安芸市商店街連合会 区域以外の地域の空き店舗等を改装して、市長が地域に必要不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。 (1) 昼間営業をするものであること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号及び第8号を除く。）又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。	① 店舗改装費 内外装整備は、必要最小限のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 （建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。） ② 事業に必要な設備及び備品購入費 ③ 家賃は最長6か月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。 ④ 安芸市大型店舗への企業誘致促進に関する条例第4条第3号に規定する支援措置の対象となるものは、補助対象外とする。	補助対象経費の2分の1	上限額240万円以内

(注1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注2) 商店街活性化事業を実施する際の委託料については、あらかじめ市長に協議しなければならない（事業全般にわたる委託は原則として不可とする）。

(注3) 補助額については、国・県等その他補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に補助率を掛けて算出するものとする。

(注4) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

別表第2（第8条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。